



あたごふれあい人権文化センターだより

2022年5月1日発行

発行：あたごふれあい人権文化センター
住所：〒682-0846
鳥取県倉吉市鴨河内1818-2
電話：0858-28-5440 (FAX兼)
E-Mail：atago@ncn-k.net

あたごふれあい人権文化センターだより
「心ゆたかに」に関するご意見・ご要望を
お寄せください。

子どもの権利条約についてもう一度考えてみませんか？

いじめや体罰を理由に児童・生徒が自殺、親の養育放棄で乳幼児が衰弱死、児童ポルノをインターネットで販売した男性を逮捕…。子どもが被害者である報道の一部ですが、このように痛ましい事案が後を絶ちません。子どもも一人の人間として最大限に尊重され、守られなければなりません。「子どもの人権」は、子どもだけでは守ることはできません。だからこそ、大人たちの社会の中に、「子ども権利条約」が誕生しました。

「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約です。18歳未満の児童(子ども)を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めています。前文と本文54条からなり、子どもの生存、発達、保護、参加という包括的な権利を実現・確保するために必要となる具体的な事項を規定しています。1989年の第44回国連総会において採択され、1990年に発効しました。日本は1994年に批准しました。

「子どもの権利条約」の4つの原則

子どもの権利条約では、18歳未満を子どもとして定義しています。子どもの年齢にかかわらず、すべての子どもが平等に大人と同じ人間として扱われ、主体的に生きる権利を持つ存在として定めています。

しかし、大人への成長段階にある子どもは身体的・精神的に未熟であり、経済力が備わっていません。弱い立場の子どもが自立できるまでに十分な配慮や保護が必要なため、子どもの権利条約には子どもならではの権利も盛り込まれています。

下記の「4つの原則」は、子どもの権利条約における根源的な理念です。



①生命、生存及び発達に対する権利(命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

②子どもの最善の利益(子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

③子どもの意見の尊重(意見を表明し参加できること)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

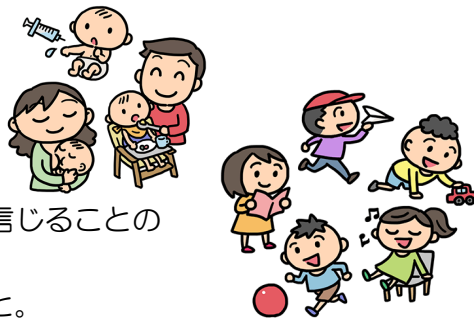
④差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。

(裏面につづく)

子どもたちには、どんな権利があるの？

- 生きる権利・・・防げる病気などで、命を失わないこと。
病気やけがをしたら治療を受けられること。
- 育つ権利・・・教育を受け、休んだり遊んだりできること。考えや信じることの自由が守られ、自分らしく育つことができること
- 守られる権利・・・あらゆる種類の虐待や搾取などから守られること。
障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特別に守られること。
- 参加する権利・・・自由に意見を表したり、集まってグループを作ったり、自由な活動を行ったりできること。



すべての子どもたちが、子ども時代を自分らしく健康的に、安心して豊かに過ごせるために必要な権利です。

子どもの権利条約が国際社会において広く受け入れられている一方、現実には子どもがさまざまな理由から搾取や虐待にあっています。例えば、日本においても、子どもの虐待問題がニュースなどで報じられますが、子どもが誰にも相談できずにいたり、虐待をしている側がその事実を隠蔽しようとするなど、虐待問題への解決の道はなかなか遠いのが現状です。

また、子どもの権利条約の中には、「子どもに対する差別の禁止」とありますが、宗教上の理由や家庭環境の事情といったさまざまな事情があることから、虐待問題の解決にはまだまだ時間がかかると言えそうです。

子どもは大人と同様に、1人の人間として、正當に扱われる権利があります。子どもの権利条約では、子どもの生きる権利や育つ権利、社会から守られる権利や積極的に参加する権利などが定められています。子どもが健やかに成長していくためにも、子どもの権利を認め、大人や周囲の人間がサポートできるような環境作りを心掛けていきましょう。

「子どもの人権」について、倉吉市人権教育研究会市民活動委員会発行の『くらよしNo.16』にも掲載されています。併せてご覧下さい。

5月のあたごふれあいサロン



(当日の作品とは異なります。)

日 時：5月27日(金) 13:30～

内 容：ブリザーブトフラワーを使った

『フラワーアレンジ』

講 師：野見 円さん(チトのゆび)

締め切り：5月16日(月) ※先着15名

場 所：あたごふれあい人権文化センター

材料代：1,200円程度

ご参加
お待ちしております。

※参加ご希望の方は、TEL:28-5440までお電話ください。

差別落書きは重大な人権侵害です！

※差別発言に遭遇した場合や差別落書きを発見した場合は、人権政策課または最寄りの人権文化センターへご相談ください。

人権政策課 TEL0858-22-8130

あたごふれあい人権文化センター TEL0858-28-5440

